

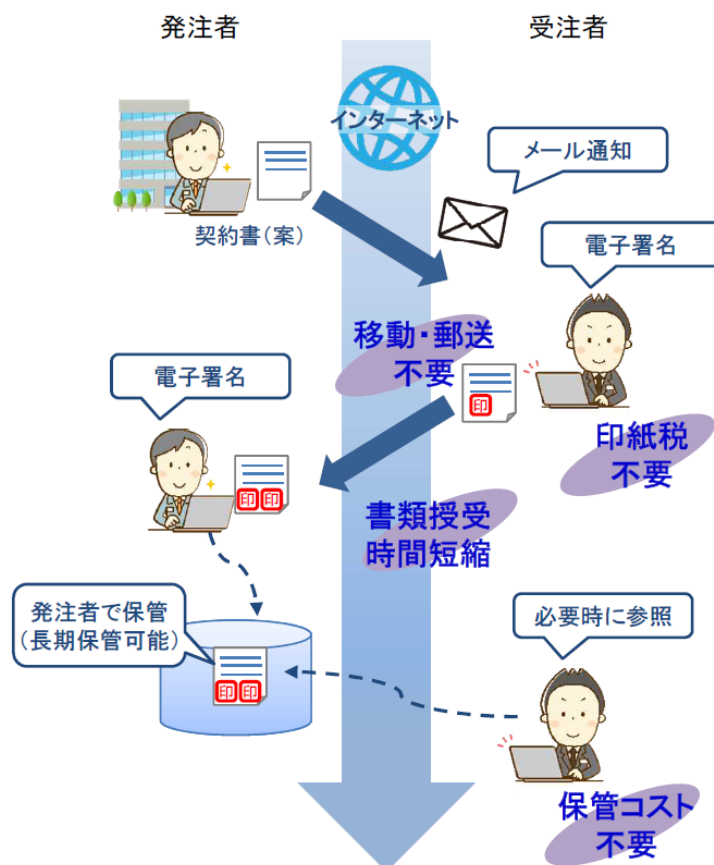
電子契約システムは、公共工事と建設コンサルタント業務等における受発注者間の契約手続きを電子的に行うシステムです。

令和元年8月から、システムの本格運用が始まりました。

東北地方整備局では、対応可能な案件から、随時公告をおこなっています。

※当面の間は、以下の書類が対象

- ① 契約締結（契約書、仲裁合意書など）
- ② 単価合意（契約変更時を含む）
- ③ 契約変更（変更契約書）



電子契約システムのご利用にあたって

推奨環境の確認、電子証明書の登録等、システム利用の準備にあたっては **電子契約システムポータルサイト**（<https://www.gecs.mlit.go.jp/>）掲載の各種マニュアルをご確認ください。

コアシステム対応認証局が発行するICカードとカードリーダーが必要です。
（電子入札システムで利用しているICカードとカードリーダーで利用可能）

☆ 支店単位でICカードを発行し登録すれば、支店単位の契約が可能です。

☆ 実際にシステムで受け渡しをおこなう書類については、受注案件担当窓口にご確認ください。

★ 電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式による契約締結も可能です（システムを利用しないことを理由に、不利益な取扱いを受けることはありません）。